

一般競争入札公告

社会福祉法人六高台福祉会の発注する「社会福祉法人六高台福祉会 1号館空調機更新工事」の一般競争入札について、次の通り公告します。

令和4年10月吉日
社会福祉法人六高台福祉会
理事長 正田 貴之

1. 入札内容

- | | |
|----------|--|
| (1) 工事件名 | 社会福祉法人六高台福祉会 1号館空調機更新工事 |
| (2) 工事場所 | 千葉県松戸市六高台2-19-2 |
| (3) 工事内容 | 社会福祉法人六高台福祉会 1号館空調設備更新工事
鉄筋コンクリート造地上2階建て |
| (4) 工事期間 | 令和4年度「千葉県脱炭素化促進緊急対策事業補助金」（以下、「補助金」という）の交付決定後の契約締結日から令和4年1月20日（金）まで |
| (5) 入札方式 | 一般競争入札（郵便による入札） |
| (6) 支払条件 | 工事完了後一括振込 |
| (7) その他 | 本工事は、松戸市の指導に基づき、入札後に「補助金」申請をおこなう。交付決定がなされた場合に契約締結を行うものとする。 |

2. 入札方法等

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 予定価格 | 有（非公表） |
| (3) 最低制限価格 | 有（非公表） |
| (4) 入札保証金 | 無 |

3. 入札参加資格

- (1) 入札参加資格については、次に掲げる方法により、当該資格を明示するものとする。
- (2) 千葉県の建設工事等入札参加業者資格者名簿（工事）に登録されている企業及び会社であること、「最新の総合評定値（P）が、建築工事1300点以上のAランク」と定めるものとする。
- (3) 高齢者施設である為、工事期間中に敷地内で発生する空調機の故障に対応可能なこと。メンテナンス専門部署を松戸市内に持ち、自社の職員が即日対応出来るものとする。

- (4) 過去 15 年以内に元請けとして完成・引渡し完了した、鉄筋コンクリート造の特別養護老人ホーム、病院施設、校舎、保育施設の空調設備新築又は改修工事で、施工を行った空調対象室の延床面積が 250 m²以上の工事を施工した実績を有すること。
- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - ・ 1 級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
 - ・ 過去 15 年以内に、上記 (4) に掲げる工事の経験を有すること。
 - ・ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者。
- (6) 入札の公告日から落札決定までの期間に千葉県落札参加資格の停止の措置を受けていない者であること。
- (7) 入札の公告日から落札決定までの期間に千葉県の契約に係わる暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等措置を受けていない者であること。
- (8) 設計図書及び仕様書の要求する事項について正確かつ確実に履行できる者であること。
- (9) 本工事は千葉県脱炭素化促進緊急対策事業の補助金事業とし、募集要領 3 交付申請 (5) 必要書類⑥～⑧の書類作成を正確かつ迅速に履行できる者であること。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 令和 4 年 10 月 18 日 (火) から令和 4 年 10 月 27 日 (木) まで。
- (2) 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで。(最終日のみ午前 11 時まで)
- (3) 提出書類
 - ①建設業許可の写し
 - ②千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿
 - ③一般競争入札参加資格確認申請書
 - ④入札説明書 3 (4) に示す施工実績 (図面、特記仕様書、契約書)
※施工条件を満たしていることが分かる箇所にマーキング
 - ⑤監理技術者の資格、工事経験
 - ⑥配置予定者技術者の資格の証明書の写し
 - ⑦配置予定者技術者が従事した事を証明する書類
 - ⑧会社案内 (メンテナンス専用部署記載のもの又は別紙)
 - ⑨担当者名刺 (電話又は e-mail が記載されていること)
- (4) 提出方法 入札参加希望者は、入札参加資格の確認できる資料を持参し提出すること。
- (5) 提出先 〒270-2203
千葉県松戸市六高台 2-19-2
社会福祉法人六高台福祉会・特別養護老人ホーム松寿園
担当者：法人本部サポートセンター 正田 (文)・田村
電話：047-386-6357 FAX：047-387-8720
E-mail：shojuen@rokkoudai.or.jp

5. 一般競争入札参加資格確認通知書の配布

- (1) 入札参加資格確認審査後、参加資格の有無について令和4年10月28日(金)にメール又は郵送にて通知する。
- (2) 入札参加資格を確認の上、業者に仕様書及び入札書等書式をメール又は郵送により配布する。
- (3) 下記の各項目に該当する入札参加申請は無効とする。
 - ①入札参加申請書類に不備または虚偽の記載等があった場合。
 - ②提出書類の誤字・脱字等により意思表示が不明瞭であるとき。
 - ③所定の記名押印の無いとき。印影が不明瞭であるとき。
 - ④1社で2通以上の入札参加申請書を提出したとき。
 - ⑤明らかに談合によると認められるとき。
 - ⑥入札参加資格申請に必要な要件を満たしていないとき。

6. 質疑及び回答

- (1) 質疑提出期限 令和4年11月2日(水) 午後5時まで
- (2) 質疑提出方法 法人担当にメールにて提出
- (3) 回 答 日 令和4年11月4日(金)
- (4) 回 答 方 法 すべての質疑を集計したものを全参加者へメールにて送付

7. 入札

- (1) 入札書提出期間 令和4年11月7日(月)～11月9日(水)まで
- (2) 入札書提出方法 郵送による
- (3) 提 出 先 4(5)と同じ

8. 入札執行の日時等

- (1) 入 札 日 時 令和4年11月10日(木) 11時
- (2) 入 札 会 場 千葉県松戸市六高台2-19-2
社会福祉法人六高台福祉会
特別養護老人ホーム松寿園 会議室

9. 落札者の決定

- (1) 予定価格の範囲内で入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。
- (2) 予定価格の範囲内で入札をした者がいない場合は、再度入札を実施する。(再度入札は2回まで)
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、交渉による随意契約を行うものとする。

随意契約の相手方となることができる者は、再度入札に参加した者とする。ただし、再度入札において無効の入札を行った者は、随意契約の相手方となることができない。随意契約の相手方となることを希望する者から見積書を提出させ、見積書が入札予定価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積もりをした者を契約の相手方とする。

- (4) 落札者とすべき同額の入札をした者が2社以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。その場合の本くじを引く順番を決める予備くじは、五十音により早い名称の者から行うものとする。
- (5) 参加者が1社の場合は、予定価格の範囲内であれば落札者とする。
- (6) 落札後、千葉県庁に「補助金」に必要なとされる申請書類の提出を行い、審査、交付決定の後、落札者と契約をおこなう。交付決定がなされない場合は、契約締結は行わないことがある。

10. 入札にあたっての注意事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (3) 入札書は必要事項を記入、押印のうえ提出用封筒に入札書のみを入れ、封をして裏面に割り印すること。
- (4) 初度入札における落札者は入札金額内訳書を提出すること。ただし、再度入札における落札者、または落札者がいない場合において随意契約を締結することとされた者は、入札金額内訳書を後日提出すること。
- (5) 開札は令和4年11月10日(木)入札後、理事立会の下、開封し直ちに行う。
- (6) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- (7) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ①入札に参加する資格のない者がした入札
 - ②電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③不備な入札金額内訳書を提出した者がした入札
 - ④談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者がした入札
 - ⑥入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦次にあげる入札をした者がした入札

- ア 入札書の押印のないもの
- イ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの
- ウ 押印された印影が明らかでないもの
- エ 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
- オ 代理人で委任状を提出しない者がしたもの
- カ 他人の代理を兼ねた者がしたもの

⑧前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札

(8) その他

- ① 入札を公正に執行することができないと認められた時は、入札を執行しないことがある。
- ② 一度提出した入札書の手換え、引換え、撤回はできない
- ③ 入札時には、当法人の理事が1名以上立会うものとする。
- ④ 本工事は、松戸市の指導に基づき、入札後に「補助金」申請をおこないます。交付決定がなされた場合に契約締結を行うことを踏まえ、入札に参加すること。

11. 契約方法等

- (1) 本契約の締結は、松戸市の指導に基づき入札後に「補助金」申請をおこない、交付決定がなされた後とする。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
契約の履行については、発注者の指示に従うとする。
- (3) 落札決定から本契約までの間に自治体の入札参加資格の停止の措置を受けたものは、本契約を締結できない（契約辞退を申し出るものとする）。
- (4) 契約書の作成は落札者が行うものとする。

12. 支払条件

- (1) 支払は、工事完了後一括振込とする。

13. その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書等の作成及び提出要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 入札参加者は入札後、この公告、設計図書及び仕様書等について異議を申し立てることはできない。
- (3) コロナ禍の状況を鑑み、施設居住のご利用者様の移動を最小限に抑え、工事期間中にしっかりとした感染症対策をとること。
- (4) 本工事は千葉県脱炭素化促進緊急対策事業の補助金事業とし、交付決定がなされない場合、工事の実施を取りやめる事がある。